

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第16号	平成24年5月17日 付け大市大病第68号	平成24年1月27日	専門的医療の定義	公立大学法人大阪 市立大学医事運営 課患者支援担当、 庶務課庶務担当	平成24年2月8日付け大 市大病第567号 不存在 による非公開決定	当該公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年3月12日	処分の取り消しを求める。 現実に「専門的医療」と主張有る。(平成24年1月25日医事課〇〇課長主張) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「専門的医療という言葉で定義した文書を求めるもの」であると解釈し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
2	平成24年度 諮問受理第17号	平成24年5月17日 付け大市大病第71号	平成24年1月27日	専門的医療が、記載有る文書	公立大学法人大阪 市立大学医事運営 課患者支援担当、 庶務課庶務担当	平成24年2月8日付け大 市大病第568号 不存在 による非公開決定	当該公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年3月12日	処分の取り消しを求める。 大市大病第567号不服申立ての理由同一に医事課〇〇課長主張し、又、不要として、〇〇病院から引き継ぎ却下(拒否)した。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「専門的医療という記載がある文書を求めるもの」であると解釈し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
3	平成24年度 諮問受理第41号	平成24年6月15日 付け大市大病第117号	平成24年2月29日	専門的医療不要とは、完治か否かわかるもの	公立大学法人大阪 市立大学庶務課庶 務担当	平成24年3月14日付け大 市大病第625号 不存在 による非公開決定	診療情報提供書の内容や診察をもとに、患者の病状(完治か否かを含む)を診断することは、そもそも医師の判断にかかわるものであり、文書化されたものがないため。	平成24年3月30日	処分の取り消しを求める。※患者(異議申立人)に対する事実行為と異なる。 検診不要の診断根拠不明。〇〇病院「診療状況提供書」を診断は、同院過去診(3ヶ月以上前)診断不可能。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大学病院である大阪市立大学医学部附属病院において治療を行う必要性のある病状ではないと診断したことについて、完治か否かが判断できる文書を求めるもの」であると解したが、診療情報提供書の内容や診察をもとに、患者の病状を診断することは、そもそも医師の判断にかかわるものであり、医師の判断を文書化したものは存在せず、念のため探索も行ったが存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
4	平成24年度 諮問受理第42号	平成24年6月15日 付け大市大病第120号	平成24年2月29日	循環器系内科の指針・ガイドライン 判定例等々	公立大学法人大阪 市立大学庶務課庶 務担当	平成24年3月14日付け大 市大病第626号 不存在 による非公開決定	当該公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、現に保有していないため。	平成24年3月30日	処分の取り消しを求める。※府・市から提供済。 大阪府からの情報提供(府→市より提供)受理した大阪市からの情報提供有。※府・市と相違する為、異議申立人の場合を知りたい! 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求に該当するものを書籍として保有しているが、大阪市情報公開条例第2条第2項が定めるように、書籍は公文書の対象とはならないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
5	平成24年度 諮問受理第43号	平成24年6月15日 付け大市大病第123号	平成24年2月29日	乳癌ガイドライン求む。(カルテ記載有るが、年数不明示)	公立大学法人大阪 市立大学庶務課庶 務担当	平成24年3月14日付け大 市大病第627号 不存在 による非公開決定	当該公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、現に保有していないため。	平成24年3月30日	処分の取り消しを求める 〇〇教員は、5年(ガイドライン)を証言し、検診不要判断。※異議申立人の場合を知りたい! 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求に該当するものを書籍として保有しているが、大阪市情報公開条例第2条第2項が定めるように、書籍は公文書の対象とはならないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
6	平成24年度 諮問受理第58号	平成24年7月24日 付け大市大病第 158号	平成24年3月12日	平成23年4/27(無診)扱いの事例 有る為、何故可能か分かる法規類求 める。	公立大学法人大阪 市立大学医事運営 課患者支援担当、 庶務課庶務担当	平成24年3月26日付け大 市大病第636号 不存在 による非公開決定	平成23年4月27日(水)の大阪市立 大学医学部附属病院循環器内科での 受診を無診扱いとした理由は、当時 本人が受診していた〇〇病院からの 紹介状(診療情報提供書)がなく、 治療を行っていない他医療機関から の紹介状(診療情報提供書)では診 療を開始することはできないとの医 師の判断から診療を行わなかったた めであり、医師の判断を文書化した ものがないため。	平成24年3月30日	処分の取り消しを求める。 診察室は、治療の契約発生する。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 23年4月27日の医師の判断の根拠を求めるもの」とであると解 し、医師の判断を文書化したものは存在しないことから、 (か)欄に記載の決定を行った。
7	平成24年度 諮問受理第59号	平成24年7月24日 付け大市大病第 161号	平成24年3月12日	平成23年5/18は、検診不要が分か る法規類求める。	公立大学法人大阪 市立大学医事運営 課患者支援担当、 庶務課庶務担当	平成24年3月26日付け大 市大病第637号 不存在 による非公開決定	各種検査は、診療上必要があると認 められる場合に行うものであり、実 際に行うかどうかは医師の判断によ るものであり、文書化されたものが ないため。	平成24年3月30日	処分の取り消しを求める。 通常は、検診必須。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 23年5月18日の医師の判断の根拠を求めるもの」とであると解 し、医師の判断を文書化したものは存在しないことから、 (か)欄に記載の決定を行った。
8	平成24年度 諮問受理第122号	平成24年11月8日 付け大市大病第 319号	平成24年9月10日	平成23年4月27日「無診」扱いの理 由が、診療状況提供書持参分を否定 し、別院(前院)分を指定する規 定。(※東大、京大病院と異なる当 院。)当院とは、大阪市大病院	公立大学法人大阪 市立大学庶務課	平成24年9月24日付け大 市大病第245号 不存在 による非公開決定	当該公文書は、そもそも作成又は取 得しておらず、実際に存在しないた め。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 事実を規定外対処は、理不尽。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 23年4月27日の医師の判断の根拠を求めるもの」とであると解 し、医師の判断を文書化したものは存在しないことから、 (か)欄に記載の決定を行った。

(注) (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。